

オープンイノベーション促進税制 の利用を検討されている 事業者の皆様へ

オープンイノベーション投資を大幅減税！

オープンイノベーションに向けた出資について25%を
課税所得から控除

事業会社等による本体出資・CVC出資が対象

株式会社等の法人による本体出資だけでなく、
二人組合等のCVCを経由した出資も対象

設立10年未満の未上場企業への出資が対象

国内のスタートアップ企業だけでなく、
海外のスタートアップ企業への出資も対象

事前認定ではなく事後確認のスキーム

税制利用にあたっての事前認定は不要
事業年度末にまとめて経産省が確認

効率的な申請手続き

電子申請が可能
スタートアップ企業側への事務負担は最小限

🔍 **オープンイノベーション促進税制** で検索、

又は右のQRコードより特設ページをチェック



目次

<u>オープンイノベーション促進税制の制度概要</u>2
<u>第1章 対象法人（出資側）要件</u>	
◆ <u>概要</u>3
◆ <u>CVC</u>4~7
◆ <u>中小企業の定義</u>8
◆ <u>FAQ</u>9,10
<u>第2章 スタートアップ企業（受け手側）要件</u>	
◆ <u>概要</u>11
◆ <u>株主構成の要件</u>	...12~14
◆ <u>FAQ</u>	...15,16
<u>第3章 出資要件</u>	
◆ <u>概要</u>17
◆ <u>取得株式の要件</u>	...18~20
◆ <u>下限出資額（/件）の要件</u>21
◆ <u>オープンイノベーション要件</u>	...22~25
◆ <u>対象外となる株式投資（純投資その他）</u>	...26,27
◆ <u>FAQ</u>	...28,29
<u>第4章 手続</u>	
◆ <u>税制の適用を受けるための手続</u>	...30,31
◆ <u>特別勘定の経理</u>32
◆ <u>税制の適用後5年間の手続</u>	...33,34
◆ <u>オープンイノベーションの継続が確認できない等の場合</u>35
➤ <u>取得株式の一部売却</u>	...36~38
➤ <u>取得株式の帳簿価額の減額</u>	...39,40
➤ <u>取得株式に係る配当</u>	...41~43
◆ <u>FAQ</u>	...44~47

本ガイドラインにおける参照条文の記載において、以下の法令・告示は以下のとおり略称する。

◆共同化調査省令：国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令(令和2年経済産業省令第36号)

◆経済産業大臣証明基準：国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等(令和2年経済産業省告示第85号)

オープンイノベーション促進税制の制度概要

株式会社等又はそのCVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、そのスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度です。(ただし、5年以内にその株式の処分等をした場合は、控除分が益金算入されます。)

対象法人/CVC



①対象法人要件
(P. 3~10参照)

一定規模以上の出資

③出資要件
(P.17~29参照)

スタートアップ企業

設立10年未満の未上場企業等



②スタートアップ企業要件
(P.11~16参照)

経済産業省



事業年度末にまとめて報告
(P.30~32参照)

経済産業大臣の交付する
証明書を確認申告書
に添付



- 大企業による出資: 1億円以上/件
- 中小企業による出資: 1,000万円以上/件
- 海外法人への出資: 一律5億円以上/件
- 令和2年4月1日~令和4年3月31日の間に行われた資本金の増加に伴う払込みによる株式の取得であること
- 取得株式を5年以上保有する予定であること
- オープンイノベーションに向けた取組を伴う出資(純投資等を除く)であること

対象法人（出資側）の要件 （1 / 5）

本税制の対象法人は、青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す、株式会社その他これに類する法人です。

加えて、対象法人が主体となるCVCが出資する場合も対象となります。

【対象法人の要件】

- 青色申告書提出法人であること
- スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指していること
- 以下のいずれかの法人形態であること
 - 株式会社
 - 相互会社
 - 中小企業等協同組合
 - 農林中央金庫
 - 信用金庫及び信用金庫連合会



【対象となるCVC】

上の対象法人が出資割合の過半数※を有する以下の組合

- ①投資事業有限責任組合（LPS）のうち
 - a. 対象法人の国内完全子会社が無限責任組合員（GP）であるもの
 - b. 対象法人が単独の有限責任組合員（LP）であるもの
- ②民法上の組合

※出資割合の計算に当たっては、対象法人が他のLPSを通じて行う当該CVCへの出資の金額は除外します。

対象法人（出資側）の要件 （2 / 5）

対象となるCVCのパターンの1つ目として、
対象法人が出資割合の過半数を有するLPSのうち、対象法人の国内完全子会社がGPであるものが挙げられます。

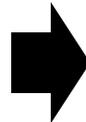
例えば、対象法人である親会社Aの国内完全子会社aがGPとなっており、Aが過半数の持分を有するLPSの場合、Aが税制対象となります。

なお、Aが過半数の持分を有していれば、LPが複数いる場合でも、対象となります。

<単独GPの場合>



- Aの完全子会社aがGP
- Aの出資割合が過半数



Aが税制の対象

<共同GPの場合>



- Aの完全子会社aがGP
- Aの出資割合が過半数



Aが税制の対象

GPは単独である必要はなく、国内独立系VCや海外VCが共同GPとなることも可能です。

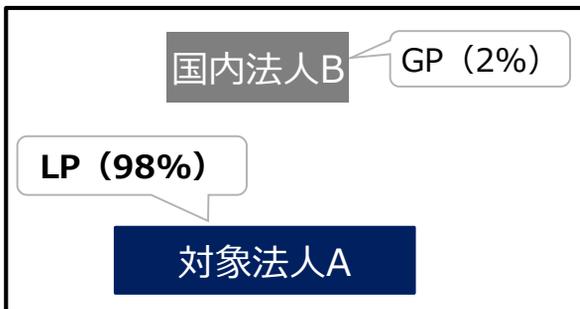
※ 外国法人が、GP持分の過半数を有する組合は、外為法に基づく事前の届出が必要となります。

対象法人（出資側）の要件 （3 / 5）

対象となるCVCのパターンの2つ目として、
対象法人が出資割合の過半数を有するLPSのうち、対象法人が
単独のLPであるもの
が挙げられます。

例えば、対象法人Aが単独のLPであり、かつ出資割合の過半数を
有するLPSである、いわゆる2人組合の場合、Aが対象となります。

<単独GPの場合>



- A社が単独のLP（いわゆる2人組合）
- A社の出資割合が過半数



Aが税制の対象

<共同GPの場合>



GPは単独である必要
はなく、国内独立系VC
や海外VCが共同GPと
なることも可能です。

- A社が単独のLP
- A社の出資割合が過半数



Aが税制の対象

※ 外国法人が、GP持分の過半数を有する組合は、外為法に基づく事前の届出が必要
となります。

対象法人（出資側）の要件 （4 / 5）

対象となるCVCのパターンの3つ目として、
対象法人が出資割合の過半数を有する民法上の組合
が挙げられます。

例えば、以下の民法上の組合のように、対象法人Aが出資割合の過
半数を有する組合員であるものは、本税制の対象となります。

＜国内法人のみが組合員である場合＞

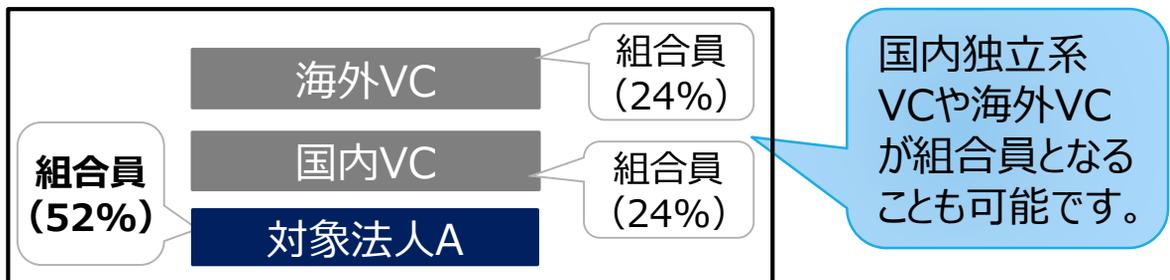


- Aの出資割合が過半数



Aが税制の対象

＜外国法人が組合員である場合＞



- A社の出資割合が過半数



Aが税制の対象

対象法人（出資側）の要件 (5/5)

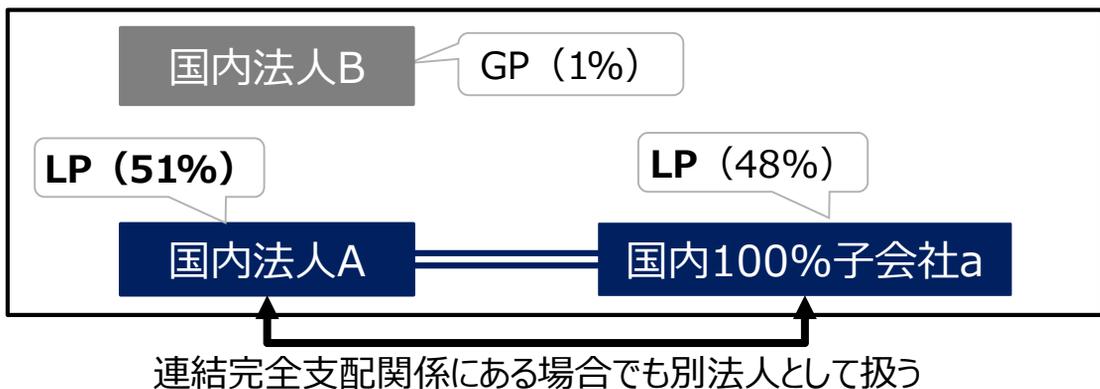
① 対象法人要件

<対象となるCVCの判定における子法人の扱いについて>

対象となるCVCの判定においては、対象法人の子法人（連結子法人含む）であっても別法人として扱います。

② スタートアップ企業要件

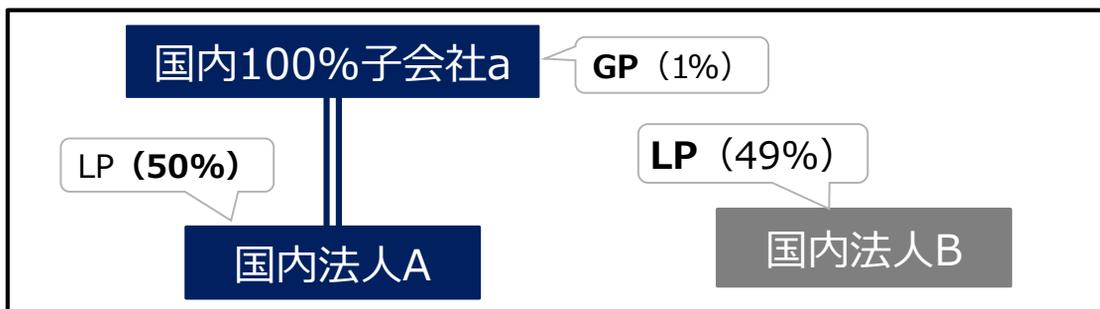
例1：他社がGPを務めるLPSにおいて、LPが連結親会社及びその連結完全支配関係にある連結子会社の場合であっても、各々別法人として扱われるため、本税制の対象外となります。



- Aが単独のLPではない
 - Aの出資割合が過半数
- ➡ Aと子会社aは、いずれも対象外

③ 出資要件

例2：LPSの組合員に、国内法人Aによる連結完全支配関係にある連結子会社aが含まれる場合であっても、国内法人Aは単独で「出資割合の過半数を有する」という要件を満たしている必要があります。



- Aの完全子会社aがGP
 - Aの出資割合が過半数
- ➡ Aと子会社aは、いずれも対象外

④ 手続

<参照条文>

共同化調査省令第3条第1項第1号
経済産業大臣証明基準第3第2項

本税制における中小企業の定義

本税制における「中小企業」とは、租税特別措置法第42条の4第8項第7号に規定される「中小企業者」又は同法第68条の9第8項第6号の規定される「中小連結法人」であり、具体的には、以下①②のいずれかに該当する法人**以外の**法人をいいます。

① 大規模法人

- 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人
- 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人
- 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されている法人

② 大規模法人のグループ法人

- 同一の大規模法人※¹が発行済株式又は出資※²の2分の1以上を所有している法人
- 複数の大規模法人※¹が発行済株式又は出資※²の3分の2以上を所有している法人

※1 中小企業投資育成株式会社を除きます。

※2 発行済株式又は出資からその判定対象法人の有する自己の株式又は出資を除外します。

対象法人（出資側）に関するFAQ (1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

所得控除対象

Q1 : 他社がGPをつとめる国内LPSに対し、当社の完全子会社がLP出資を行う場合、親会社である当社は本税制の対象法人となるか教えてください。

A : 対象法人の国内完全子会社が出資を行う場合には、スタートアップ企業とのオープンイノベーションはその国内完全子会社が行うものと考えています。したがって、本税制の対象となる法人は出資を行う国内完全子会社であり、親会社は対象法人とはなりません。

CVC経由の出資

Q2 : CVCを通じた出資の考え方につき、過半数の出資割合を有するLPとは、1社あたりの出資割合で考えるのか、それともグループ会社それぞれが出資した金額を合算して考えるのか教えてください。

A : オープンイノベーションを実施する主体はスタートアップ企業に出資する者であるため、LPの出資割合については、グループ単位で考えるのではなく、1社で考える必要があります。

外国籍CVC

Q3 : CVCを経由した出資も本税制の対象になるとのことだが、外国籍のCVCを経由した出資も対象となるのか教えてください。

A : 外国籍のCVCを経由したスタートアップ出資は対象外です。出資者側として対象となるのは、国内事業法人及び対象法人による国内のCVC（国内LPS又は民法組合）となります。

対象法人（出資側）に関するFAQ (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

GPが外国法人のCVC

Q4：外国法人がGPを務めるCVCを経由した出資であっても、本税制の対象となるか教えてください。

A：外国法人がGPを務めるCVCを経由した出資であっても、そのCVCが国内に所在するものであり、かつ以下のいずれかの類型であれば、本税制の対象となります。

- ①対象法人の国内完全子会社がGPを務めるLPSであり、かつ親会社である対象法人が出資割合の過半数を持つもの
- ②GPを他社が務めているLPSで、対象法人が単独のLPとして出資割合の過半数を持つもの
- ③民法上の組合で、対象法人が単独で出資割合の過半数を有しているもの

なお、組合全体の出資割合の過半数又はGP内出資割合の過半数を外国法人が有する場合は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前の届出が必要となります。

別法人経由の出資

Q5：対象法人が他の法人を経由してスタートアップ企業に出資する場合、その出資によって対象法人が所得控除を受けることは可能か教えてください。

A：対象法人が他の法人を経由してスタートアップ企業に出資する場合、その出資によって対象法人が所得控除を受けることはできません。本税制により所得控除を受けられる法人は、直接スタートアップ企業に出資を行った法人となります。

スタートアップ企業（受け手側）要件 （1 / 3）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

本税制において対象法人・CVCの出資対象となるスタートアップ企業は、以下の①から⑨の要件を満たす法人となります。
また、外国法人であっても、以下の要件を満たす法人に類するものとして認められる場合には、出資を受ける対象となります。

- ① 株式会社
- ② 設立10年未満※¹
- ③ 未上場・未登録※²
- ④ 既に事業を開始している
- ⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定
- ⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していない（P.12参照）
- ⑦ 法人以外の者（LPS、民法上の組合、個人等）が3分の1超の株式を有している（P.13参照）
- ⑧ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業※³を営む会社でない
- ⑨ 暴力団員等※⁴が役員又は事業活動を支配する会社でない

<注意点>

- ※¹ 会社登記上の設立日を起算日とした出資日（現金の払込み日）までの年数により判定します。
- ※² 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社をいいます。
- ※³ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業をいいます。
- ※⁴ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年未満の者をいいます。

なお、経済産業省が個別にスタートアップ企業を認定することはありません。

<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第1項、同施行規則第22条の13第2項
経済産業関係産業競争力強化法施行規則第2条第2号

スタートアップ企業（受け手側）要件 (2/3)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

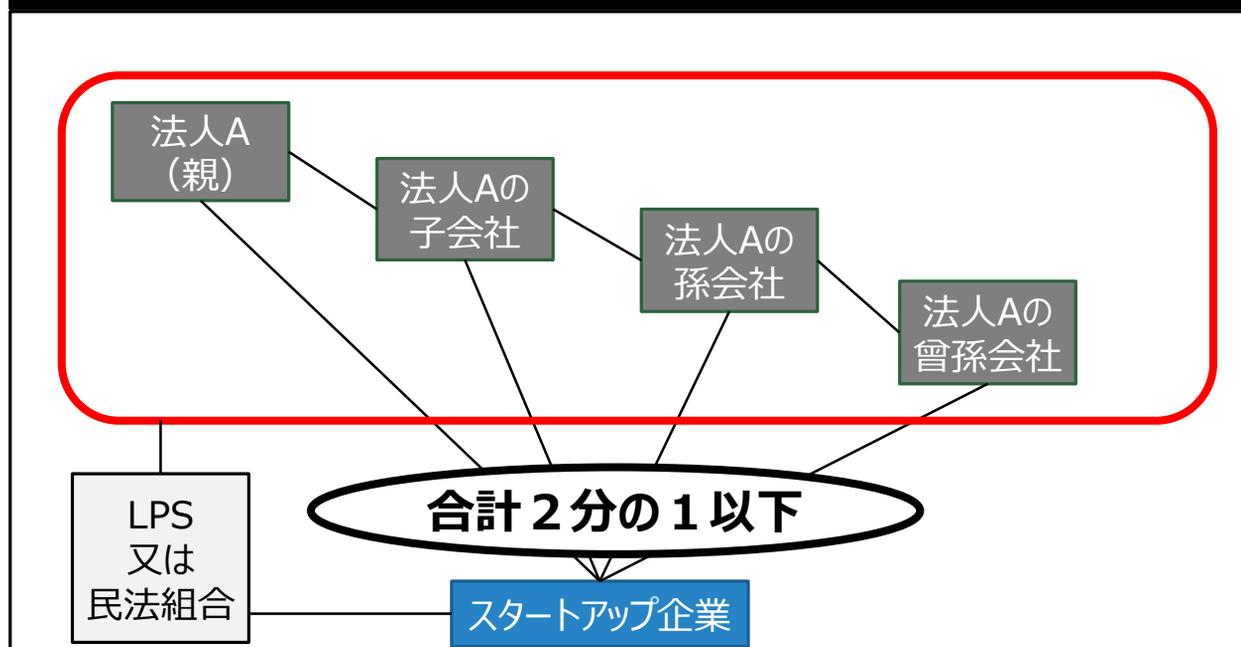
③ 出資要件

④ 手続

出資対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める一つの法人グループ（本税制の対象法人を含みます）による出資割合が2分の1以下となっている必要があります。

なお、法人グループにおける出資割合の算定対象は、子会社、孫会社、曾孫会社までとなります。

要件：一つの法人及びその子・孫・曾孫会社の
出資割合の合計が2分の1以下



<注意点>

- ・法人グループ内における赤枠内の親子間の判定は、「株式の総数又は出資の金額の合計額」が2分の1以上か否かで判定します。
一方で、スタートアップ企業の発行済株式の保有割合（○内）は「株式の総数」で判定します。
- ・なお、法人グループが投資事業有限責任組合又は民法組合経由でスタートアップ企業の株式を取得している場合、その組合財産となっているスタートアップ企業の株式数は、出資割合の算定からは除外します。
- ・出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

<参照条文>

経済産業関係産業競争力強化法施行規則第2条第2号(1)

スタートアップ企業（受け手側）要件 (3/3)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

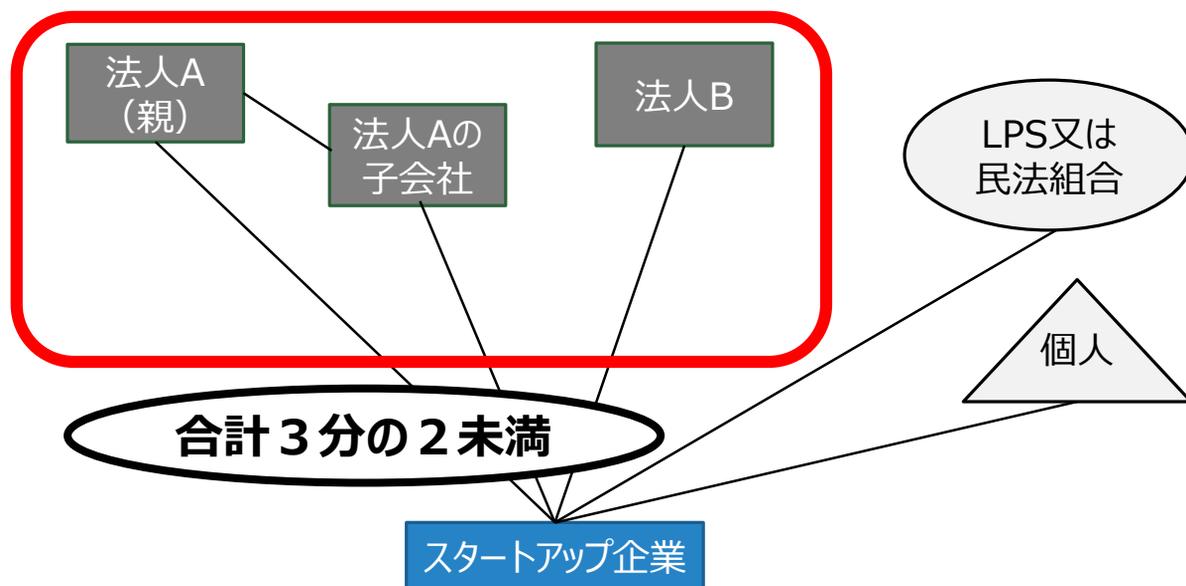
③ 出資要件

④ 手続

出資対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める複数の法人による出資割合が合計 3 分の 2 未満である必要があります。

すなわち、LPSや民法組合、個人投資家など、法人以外の者による出資割合が合計 3 分の 1 超である必要があります。

要件：全ての法人株主の出資割合の合計が 3 分の 2 未満



<注意点>

- ・スタートアップ企業への出資割合（○ 枠内）は「株式の総数」で判定します。
- ・スタートアップ企業の株式のうち、出資事業有限責任組合又は民法組合の組合財産となっている株式数は、出資割合の算定からは除外します。
- ・出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

スタートアップ企業（受け手側）要件 具体例

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

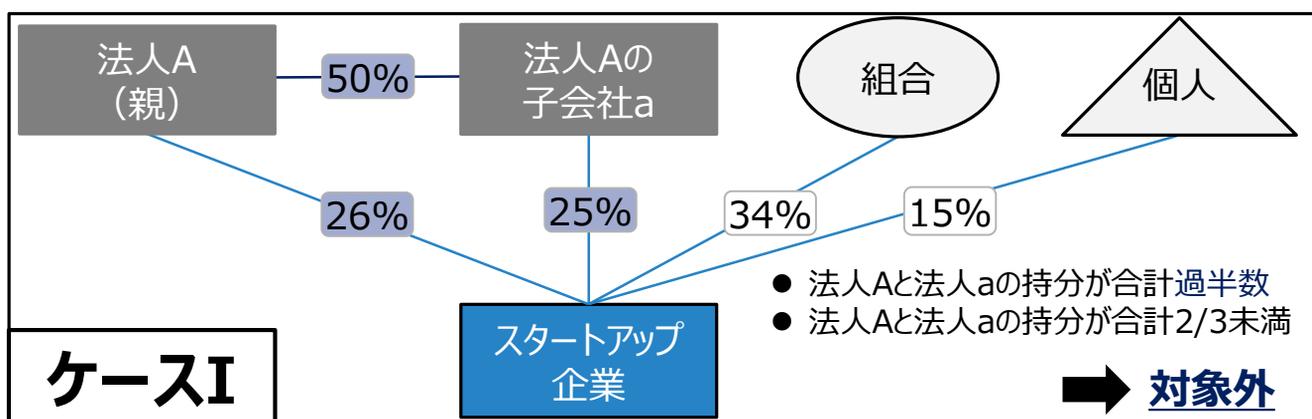
③ 出資要件

④ 手続

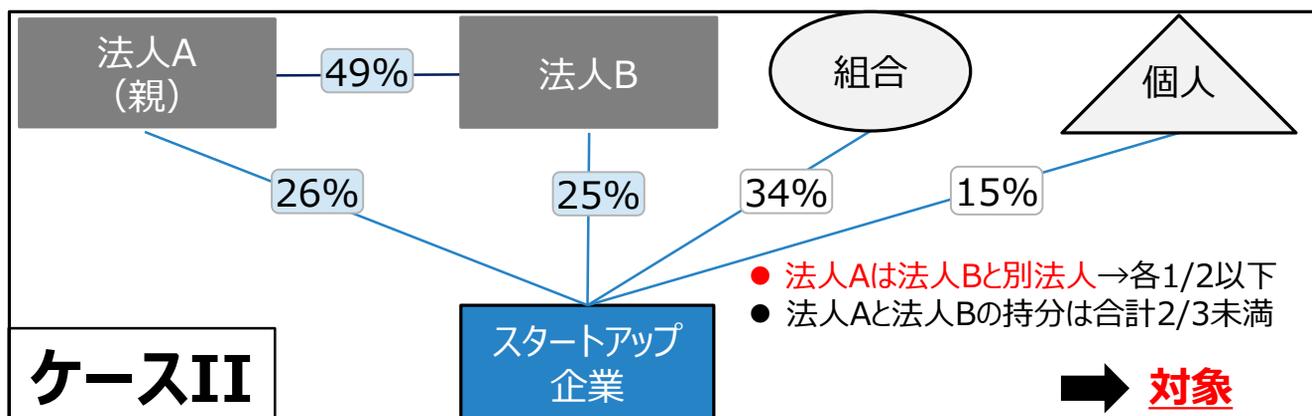
出資対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める一つの法人グループ（本税制の対象法人を含みます）による出資割合が2分の1以下となっている必要があります。

また、その発行済株式の総数に占める複数の法人による出資割合が合計3分の2未満である必要があります。

例えばケースIで、法人Aは法人aの株式数の50%を保有しているため、**これら2つの法人の出資割合は合計過半数**となります。よって、このスタートアップ企業は、本税制の対象外となります。



また、ケースIIで、法人Aは法人Bの株式数の49%のみを保有しているため別法人とみなされ、過半数の出資割合を単独で有する法人はいないこととなります。そして法人Aと法人Bの持分は合計3分の2未満であるため、このスタートアップ企業は、本税制の対象内となります。



スタートアップ企業要件に関するFAQ (1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

出資割合

Q1 : 出資の対象となるスタートアップ企業について、その株主構成に対する制限があるのか教えてください。

A : 本税制では、未だ対象法人から多くの出資を受けていないスタートアップ企業を支援するため、出資（資本金の額の増加に伴う払込み）を行う時点において、発行済株式の総数の過半数を一つの法人及びその子・孫・曾孫会社で取得しているスタートアップ企業への出資は対象外となります。

また複数の法人により、その発行済株式の総数の3分の2以上を取得されているスタートアップ企業も、対象外となります。

この点、スタートアップ企業の独立性については、議決権比率で考えるのではなく、株式数の割合で考えることに注意が必要です。

なお、法人がスタートアップ企業の株式をLPS又は民法上の組合を経由して保有している場合、その保有分は出資割合上限の算定から除くこととなります。

Q2 : 既に出資済みのスタートアップ企業から第三者割当増資を引き受けるなどして、結果として出資割合が高まった場合（例えば、過半数になった場合）、そのスタートアップ企業に対する追加出資は、本税制の対象となるか教えてください。

A : 一つの法人が過半数の出資割合を有するスタートアップ企業への出資は、本税制の対象外となります。よって、その場合の追加出資も、再度出資割合が50%以下にならない限り、対象外となります。

対象出資先

Q3 : 本税制の対象となる出資先スタートアップ企業を、経済産業省が認定することになるのか教えてください。

A : 経済産業省が対象となるスタートアップ企業を個別に認定することはありません。設立10年未満の未上場企業であること、などの要件を満たすことについて、経済産業省が事後的に確認することになります。

スタートアップ企業要件に関するFAQ (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

新設法人

Q4 : 「既に事業を開始している」ことの要件を教えてください。

A : 対象法人の出資が、スタートアップ企業の設立出資でなく、例えば決算書などでスタートアップ企業が既に事業を行っていることが確認できれば、要件を満たしていることになります。

種類株

Q5 : 優先株式（議決権無し）を取得する場合であっても、本税制の利用は可能でしょうか。

A : 普通株式以外の種類株式を取得する場合であっても、本税制の利用は可能です。本税制では、株式である限り、普通株式も種類株式も同様の扱いをしています。

出資要件の概要

本税制では、オープンノベーションに向けて、5年以上の株式の継続保有を見込んで、一定額以上の現金の払込みによりスタートアップ企業の新規発行株式を取得する行為が対象となります。

具体的には、以下の5点が要件となります。

出資要件の概要 ※詳細は次ページ以降を参照

- ① 資本金の増加を伴う現金による出資であること (P.18~20)
- ② 1件あたり1億円以上の出資であること (P.21)
※対象法人が中小企業の場合：1,000万円以上
スタートアップ企業が海外法人の場合：一律5億円以上
- ③ オープンノベーションに向けた取組の一環で行われる出資であること (P.22~25)
- ④ 取得株式の5年以上の保有を予定していること
- ⑤ 純出資等を目的とする出資ではないこと (P.26)

(参考)

所得控除の上限額は、

1件あたり、25億円

(すなわち、1回の払込みの額のうち100億円までが税制対象となります。)

一事業年度内あたり、125億円まで※

(すなわち、同じ事業年度内の出資額の合計は500億円まで
(1回の払込みの額が100億円を超える案件は100億円として計算) がその年度における税制対象となります。)
となります。

※ 所得控除可能額が所得の金額を超える場合は、その所得の金額が限度となります。

<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第1項、同施行令第39条の24の2第3項、同施行規則第22条の13第3項
共同化調査省令第4条第1項
経済産業大臣証明基準第6第1~4項

出資要件①：取得株式要件 (M&A (50%超の株式取得) の扱い)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

スタートアップ企業の株式を50%超取得する行為（いわゆるM&A）も対象となります。

一方で、本税制の対象となるのは、新規増資の引受け（スタートアップ企業に対する払込み）分のみであることにご留意ください。

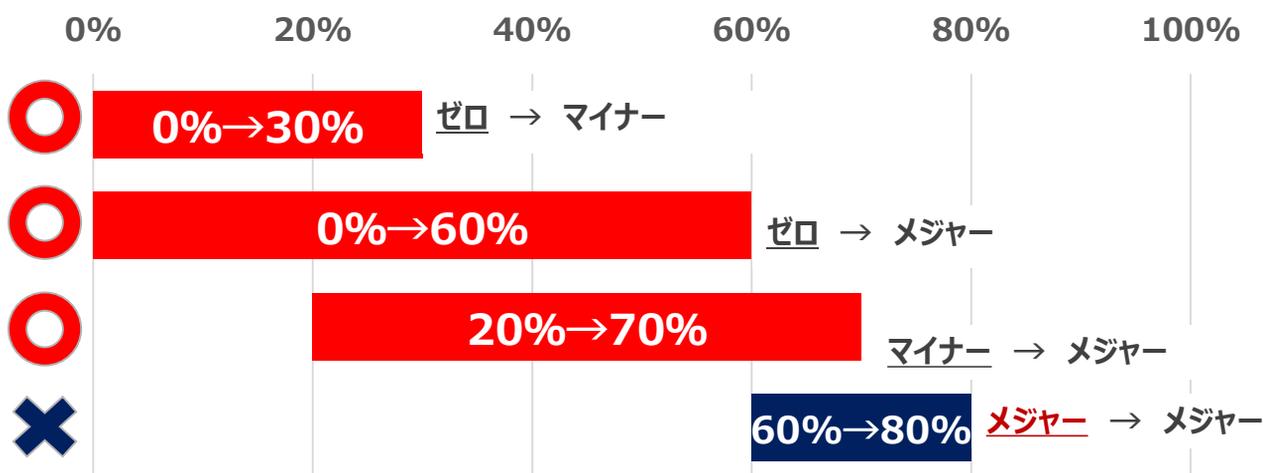
本税制では、マイノリティ出資に加えて、スタートアップ企業の株式を**50%超取得する行為（いわゆるM&A）も対象**となります。

例えば、下図のように、株式数保有比率が「0%→30%」「0%→60%」「20%→70%」となるような出資行為は、全て対象となります。

一方で、**既に50%を超える株式数を保有しているスタートアップ企業に対する追加出資**は、既に子会社である企業に対する支配の強化であるため、本税制の**対象外**となります。（P.12参照）

また、出資前の自社の株式数保有比率が50%以下であっても、他の法人と合わせた株式数保有比率が合計3分の2以上の場合は、本税制の対象外となります（P.13参照）

<スタートアップ企業の株式取得のパターン>



<注意点>

スタートアップ企業への出資割合は「**株式の総数**」で判定します。

出資要件①：取得株式要件 (普通株式以外の資金調達)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

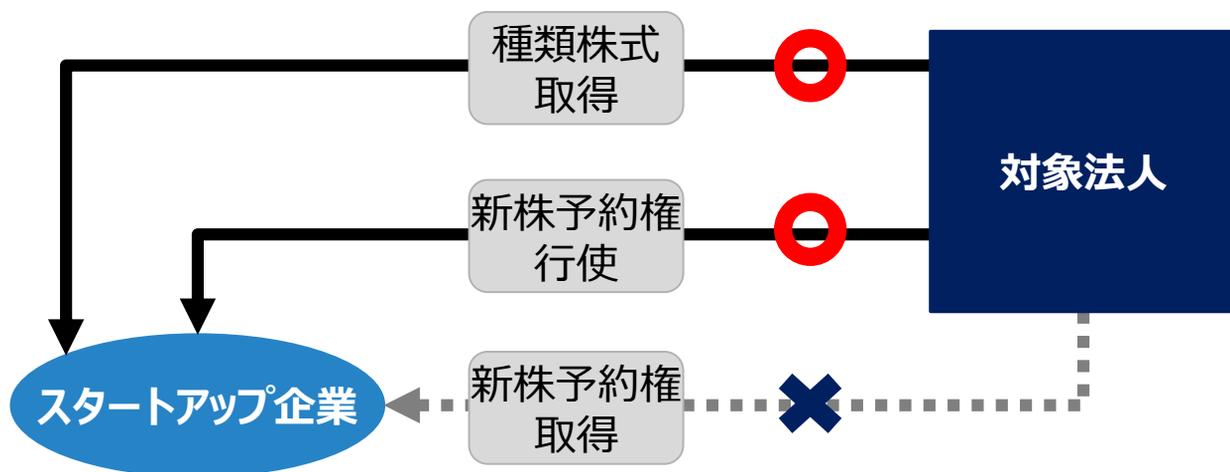
③ 出資要件

④ 手続

本税制は、対象法人による、資本金の増加に伴う金銭の払込みによりスタートアップ企業の株式を取得する行為を支援対象としています。

したがって、これらの条件を満たす株式であれば、普通株式のみならず、種類株式の取得や、新株予約権の行使による株式取得についても対象となります。

ただし、社債や新株予約権の取得は、株式の取得ではないため、対象外となります。



<注意点>

新株予約権の行使により取得した株式が、他の要件（出資規模・オープンイノベーション要件等）を満たす必要がある点に注意してください。

<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第1項、同施行令第39条の24の2第1項、同施行規則第22条の13第3項
共同化調査省令第3条第1項第1号、第4条第1項

出資要件①：取得株式要件 (海外企業への出資)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

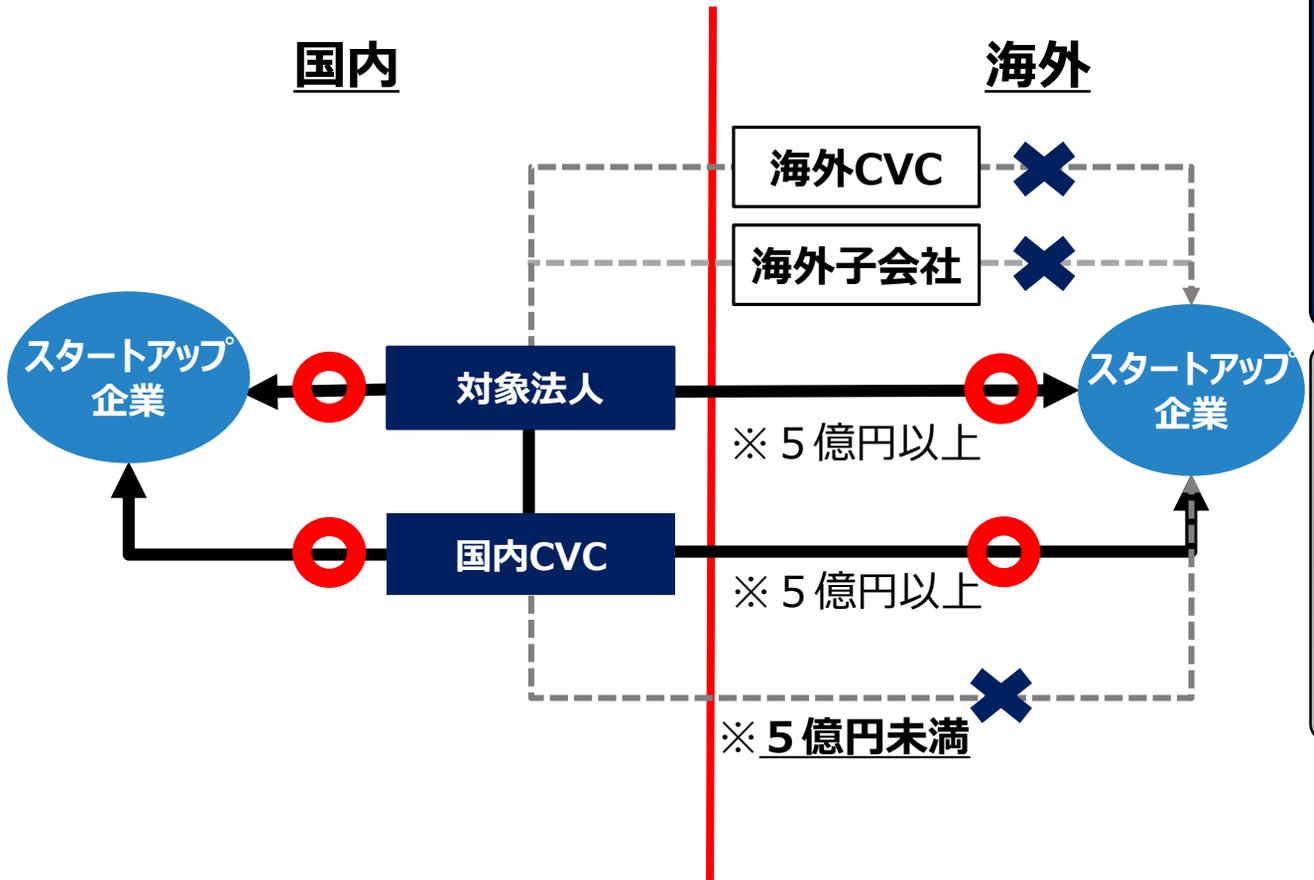
③ 出資要件

④ 手続

本税制では、海外のスタートアップ企業への出資も対象となりますが、1件当たりの出資額は一律5億円以上である必要があります。ただし、出資者は国内の対象法人又はその国内CVCである必要があります。

国内の対象法人が海外のスタートアップに一件あたり5億円以上の出資を行った場合は、本税制の対象内となります。

ただし、出資額が5億円以上であっても、海外に所在する子会社やCVCを経由した出資であれば、対象外となります。



出資要件②：1件あたりの出資額の下限

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

本税制では、

- ・ 対象法人が大企業の場合：1億円以上/件
 - ・ 対象法人が中小企業の場合：1,000万円以上/件
 - ・ スタートアップ企業が海外法人の場合：一律5億円以上/件
- である出資案件が対象となります。

なお、CVC経由の場合には、「CVCからの出資金額×CVCへの出資割合」が下限額以上である必要があります。

例1：大企業が51%出資するCVCから、
スタートアップ企業に1億円出資した
場合
(1億円×51% = 5,100万円)



対象外×

例2：大企業が51%出資するCVCから、
スタートアップ企業に2億円出資した
場合
(2億円×51% = 1億200万円)



対象○

<注意点>

完全支配関係にある親会社と子会社がスタートアップ企業に合計で1億円出資した場合（例えば、親会社5,000万円、子会社5,000万円）には、対象とはならない。

出資要件③：オープンイノベーション要件

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

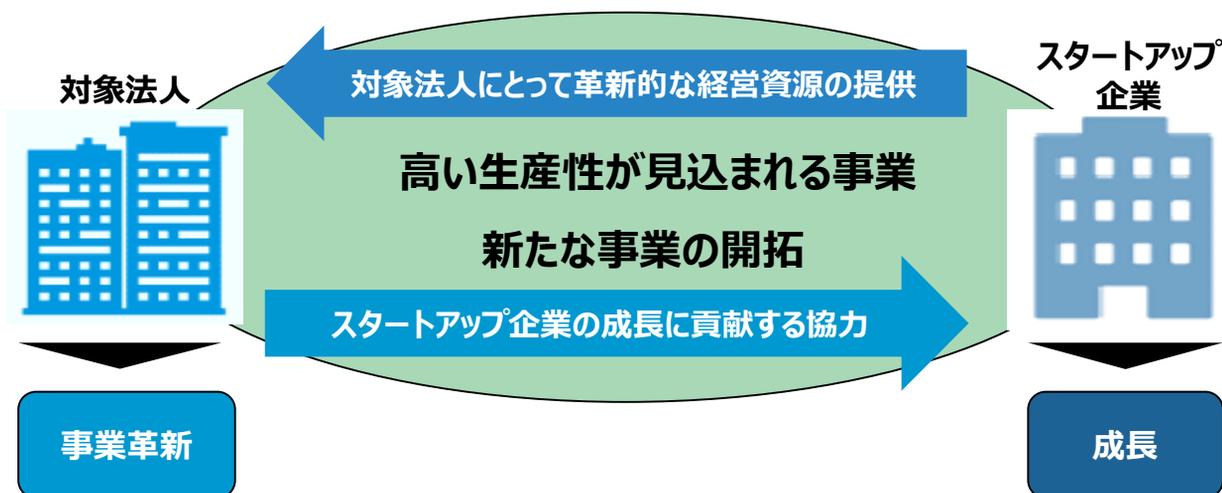
④ 手続

本税制でいうオープンイノベーションとは、対象法人がスタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を目指す事業活動をいいます。

具体的には、以下の3点を満たすことが必要です。

オープンイノベーション要件

- ① 対象法人が、高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
- ② ①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③ ①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力をを行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること



①から③の具体的な該当事例については、次のページ以降で紹介していきます。

※ オープンイノベーションに資する株式取得であることが必要なため、例えば投資契約に所謂「買戻し条項」が含まれており、対等な連携に依拠したオープンイノベーションの実施が確認できない場合、本税制の趣旨に反するものである可能性が高いと考えられます。

<参照条文>

共同化調査省令第3条第1項第1～3号
経済産業大臣証明基準第5

オープンイノベーション要件

① 事業活動の内容

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の1つ目として、既存事業の生産性を高めることや、新たな事業を開拓することを目指した事業活動であることが必要です。

よって、付加価値の向上を伴わず、単なる既存事業の量的拡大を目的とする出資は対象外となります。

例えば、以下ケースAは新たな付加価値の創出が認められますが、ケースBは何らそうした事実が確認できないため、ケースBは本税制の対象外となります。

ケースA→対象

- 【対象法人】国内市場向けの家具製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】家具のサブスクリプション事業を営む海外の企業
- 【出資目的】既存製品を海外市場で販売して現地の顧客データを収集することで、国内市場と異なるブランディングにより海外事業を拡大すること



既存製品の販売拡大ではあるものの、既存ビジネスとは大きく異なる市場環境においてブランド価値を変革することを伴うものであるため、「新たな事業の開拓」に**該当**

→○

ケースB→対象外

- 【対象法人】国内市場向けの家具製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】家具のサブスクリプション事業を営む国内の企業
- 【出資目的】：国内市場における、既存製品の販路拡大（申請内容だけではブランド価値の変革等新たな付加価値の創出が認められないもの）



既存製品の販売拡大であり、顧客に対して提供する価値にも何ら変化が見られないため、「新たな事業の開拓」には**該当しない**

→×

<注意点>

事業再生や企業救済のみを目的とする出資も、この要件を満たさない出資となります。

<参照条文>

共同化調査省令第1条第1項第1号
経済産業大臣証明基準第5第1号

オープンイノベーション要件

② スタートアップ企業の経営資源

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の2つ目として、P.22の要件①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであることが必要です。

具体的には、スタートアップ企業の経営資源について、以下2つの条件を満たす必要があります。

条件1：対象法人にとって不足する経営資源であること

条件2：対象法人にとって革新的な経営資源であること

例えば、以下ケースCは上の条件を2つとも満たし、ケースDは条件2を満たさないため、ケースDは本税制の対象外となります。

ケースC→対象

- 【対象法人】縫製業を営む法人
- 【スタートアップ企業】先端素材の開発に成功した企業
- 【出資目的】スタートアップ企業の先端素材を用いた新商品の開発・販売に初めて取組む

<条件1>

先端素材は対象法人にとって不足するもの→○

<条件2>

先端素材を用いた商品開発の実績はないため、対象法人にとって革新的な経営資源である→○

ケースD→対象外

- 【対象法人】縫製業を営む法人
- 【スタートアップ企業】対象法人が現に使用する衣服製造機械のうち大半を過去5年間納入してきた企業
- 【出資目的】従来の取引における信頼関係の強化

<条件1>

スタートアップ企業が有する縫製品製造機械は、対象法人にとって不足するもの→○

<条件2>

スタートアップ企業が有する縫製品製造機械は、対象法人が既に広く使用しているものであり、革新的な経営資源とは認められない→×

<参照条文>

共同化調査省令第3条第1項第2号
経済産業大臣証明基準第5第2号

オープンイノベーション要件

③ スタートアップ企業への協力

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の3つ目として、P.22の要件①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力を行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであることが必要です。

具体的には、対象法人が行う協力について、以下2つの条件を満たす必要があります。

条件1:要件①の事業活動の実施に関係するものであること

条件2:スタートアップ企業の成長に貢献するものであること

例えば、以下ケースEは上の条件を2つとも満たし、ケースFは少なくとも条件1を満たさないため、ケースFは本税制の対象外となります。

ケースE→対象

- 【対象法人】自動車製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】自動運転用OSの開発に取り組む企業
- 【協力内容】対象法人が安全装置開発のために蓄積してきた自動車事故のデータの提供
- 【出資目的】自動運転事業への進出

ケースF→対象外

- 【対象法人】自動車製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】自動運転用OSの開発に取り組む企業
- 【協力内容】対象法人の社員である弁護士をスタートアップ企業に出向させ、スタートアップ企業が抱える労務問題の解決を図る
- 【出資目的】自動運転事業への進出

<条件1>

出資主体のデータの提供によるOS改善は、自動運転事業への進出という出資目的に関係する→○

<条件2>

出資主体のデータはスタートアップ企業のOS開発にとり重要であり、その成長に貢献するもの→○

<条件1>

スタートアップ企業の労務問題の解決は、自動運転事業への進出という出資目的と関係がない→×

<条件2>

労務問題の解消がスタートアップ企業の成長に貢献するかは不明確であるため、追加調査が必要→△

<参照条文>

共同化調査省令第3条第1項第3号
経済産業大臣証明基準第5第3号

出資要件⑤：純投資その他の 株式投資でないこと (1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

本税制は、オープンイノベーションの促進を目的としているため、純出資やそれに類似するような出資、具体的には次のいずれかのみを目的とした出資は、本税制の対象外となります。

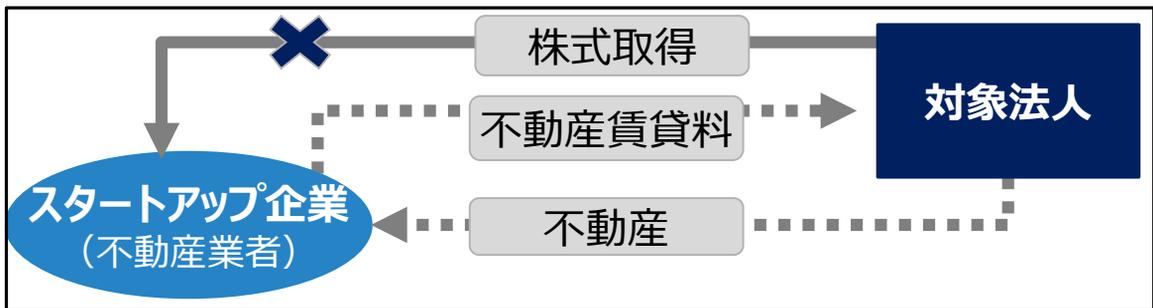
- ① スタートアップ企業の株式を将来売却することにより利益を受けること
- ② スタートアップ企業から将来配当を受けること
- ③ 投資契約を結んだ後、スタートアップ企業への継続的関与を伴わずにスタートアップ企業から利益（物品リース料、不動産賃貸料、金融商品等の取引による運用益など）を受けること

<注意点>

①～③が出資目的の一部に含まれるだけであれば、対象から除外されません。

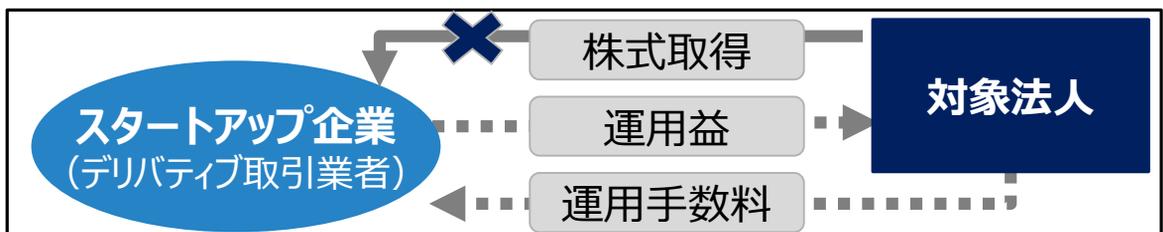
ケースG→対象外

対象法人が、出資先のスタートアップ企業に不動産を貸し出し、スタートアップ企業がその不動産を使った事業を行うことで対象法人に賃貸料を支払う場合、これを唯一の目的とする出資は対象外となります。



ケースH→対象外

対象法人が、出資先のスタートアップ企業に運用手数料を支払い、スタートアップ企業がその手数料を元手にデリバティブ取引を行うことで対象法人に運用益を支払う場合、これを唯一の目的とする出資は対象外となります。



<参照条文>

共同化調査省令第3条第1項第1号
経済産業大臣証明基準第4

出資要件⑤：純投資その他の 株式投資でないこと (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

ケースI→対象

- 【対象法人】不動産所有者
- 【スタートアップ企業】不動産仲介用ウェブサービス事業を行う企業
- 【出資目的】スタートアップ企業が有するウェブサイト上に、5年間にわたり自社物件を掲載した上で、当該ウェブサイト上の顧客データを基に掲載方法を工夫したり、オンライン広告事業の拡大を図る。



<目的①>

取得した株式の売却による利益を目的としていない→○

<目的②>

配当益を受けること以外の目的がある→○

<目的③>

出資後の継続的な関与が確認でき、また新たな収入源を確保することを目的としている→○

ケースJ→対象外

- 【対象法人】不動産所有者
- 【スタートアップ企業】不動産仲介用ウェブサービス事業を行う企業
- 【出資目的】スタートアップ企業が有するウェブサイト上に、5年間にわたり自社物件を掲載することで、不動産賃貸料を得ることが唯一の出資目的。ただし掲載後継続的関与は認められない。



<目的①>

取得した株式の売却による利益を目的としていない→○

<目的②>

配当益を受けること以外の目的がある→○

<目的③>

継続的関与が確認できず、また不動産賃貸料を得ることが唯一の出資目的→×

出資要件に関するFAQ (1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件

Q1：オープンイノベーション要件について教えてください。

A：オープンイノベーション要件としては、以下の3点について申請者にご説明頂き、経済産業省が事後的な確認を行うこととしています。

- ① 高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動であること
- ② ①において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③ ①の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力を行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること

なお、オープンイノベーション要件への該当性について、事前に経済産業省への相談を行うことも可能です。その場合、相談後30日以内に該当するか否かについて回答させていただきます。事業年度末に相談された内容と同一のものを申請頂ければ、経済産業省側の回答も同一となります。

Q2：「自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す」という基準の意味するところについて、具体的に教えてください。

A：これらの基準は、多様なオープンイノベーションの形を支援すべきという趣旨に鑑み、外形的な定量基準を含まないものとなっています。
したがって、具体的な事例における運用については、経済産業省にご相談ください。

Q3：海外企業への出資に際する出資額の扱いについて、外貨換算方法を含めて教えてください。

A：払込日時点の為替に基づき日本円に換算された金額が5億円以上となっていれば、本税制の対象となります。

Q4：1億円以上の出資とありますが、例えば分割出資して累計額が1億円になる場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。

A：1回の払込みの金額が1億円以上である出資が対象となるため、分割出資により累計額が1億円となる場合、本税制の対象とはなりません。

出資要件に関するFAQ (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

税制対象期間

Q5:いつからいつまでの期間に行われた出資が対象となるのでしょうか。

A:令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われた出資が対象となり、意思決定や契約締結の日については関係ありません。
なお、出資が行われた日は、以下のとおりとなります。

- ① 出資に係る契約において払込み期日が定められている場合、その払込み期日が出資日となります。
- ② 出資に係る契約において払込みの期間が定められている場合、実際に払込みが行われた日が出資日となります。

税制の適用を受けるための手続

- ①対象法人要件 (P.3~10)
- ②スタートアップ企業要件 (P.11~16)
- ③出資要件 (P.17~29)

を満たした、対象法人によるスタートアップ企業への出資については、その取得したスタートアップ企業の株式の取得価額の25%を、出資を行った年度の所得から控除（損金算入）することができます。

- ◆ 行った出資が各要件を満たすことについて、経済産業大臣の定める様式に従って必要事項を記載し、出資を行った事業年度末に、経済産業大臣に証明書の交付を求めてください。

原則として、経済産業大臣が追加で提出を求める場合を除き、経済産業大臣の定める様式以上の書類は必要ありません。

- ◆ 所得控除を受けるためには、対象となる取得株式の取得価額の25%以下の金額を、スタートアップ企業別に、**特別勘定を設ける方法により経理**する必要があります（P.32参照）。

- ◆ **所得控除の上限額**は、

1件あたり、25億円

（すなわち、1回の払込みの額のうち100億円までが税制対象となります。）

一事業年度内あたり、125億円まで※

（すなわち、同じ事業年度内の出資額の合計は500億円まで（1回の払込みの額が100億円を超える案件は100億円として計算）がその年度における税制対象となります。）
となります。

- ※ 所得控除可能額が所得の金額を超える場合は、その所得の金額が限度となります。

税制の適用を受けるための手続フロー

相談から
30日以内に回答

経済産業省への事前相談※

① 対象法人要件

スタートアップ企業への出資

② スタートアップ企業要件

相談から
30日以内に回答

経済産業省への事前相談※

事業年度末日の
60日前～30日後

経済産業大臣への証明書交付申請
→その年度の出資に関する様式 1～4 と別表をまとめて提出

③ 出資要件

申請から
60日以内に交付

経済産業大臣による証明書の交付
→様式 5 と別表を交付（所得控除可能額を別表に記載）

④ 手続

税務申告
→様式 5、別表及び法人税申告書別表を税務署に提出

※事前相談は任意手続です

特別勘定の経理

所得控除を受けるためには、対象となる取得株式（特定株式）の25%以下の金額を、特別勘定の金額として経理*する必要があります。

*税制の適用の前提として、特別控除額の管理について会計上の受入れを要請するものですので、損金経理に限るものではありません。したがって、例えば、利益剰余金の中に目的積立金を積み立てることなどが、これに該当します。

なお、利益剰余金の処分による目的積立金（特別勘定）の積立ては、法令の規定に基づく剰余金の増加項目に該当するため、株主総会の決議は不要です。（会社法第452条、会社計算規則第153条第2項）

事例

100億円出資を行い、25%の25億円の所得控除を受けるため、目的積立金（特別勘定）を計上する場合。

会計上の仕訳イメージ

繰越利益剰余金 25 / 目的積立金（特別勘定） 25

株主資本等変動計算書イメージ

	株主資本	
	利益剰余金	
	目的積立金 （特別勘定）	繰越利益剰余金
当期変動額		
目的積立金（特別勘定）積立て	25	△25

<注意点>

具体的な会計処理については、公認会計士・税理士等にご相談ください。

出資後5年間にわたる特別勘定の扱い

本税制については、スタートアップ企業との継続的なオープンイノベーションを目的として行う対象法人の出資に対して税制上の支援を行うものであるため、対象法人は、対象となる取得株式について、5年以上の保有を予定していることが必要です（P.17参照）。

したがって、対象法人が税制の適用を受けるため、当該取得株式に関して特別勘定を設けた場合、その株式取得の日から**5年間は特別勘定を維持する必要**があります。

このため、5年以内に対象法人が**任意に特別勘定を取り崩した場合**、その取り崩した金額は、取り崩した事業年度において**益金算入**されます。

このほか、5年の間に対象法人がスタートアップ企業との**オープンイノベーションを継続していると認められない等の場合**（P.35～43参照）には、特別勘定を取崩さなければならず、その取り崩した金額は、取り崩した事業年度において**益金算入**されます。

- ◆ 所得控除を行った翌事業年度以降も、5年間、対象である取得株式の保有を継続し特別勘定を維持していること、引き続きスタートアップ企業とのオープンイノベーションに向けて取組んでいることについて、経済産業大臣の定める様式に従って必要事項を記載し、毎事業年度末に、経済産業大臣に継続証明書の交付を求めてください。
- ◆ 当該取得株式の取得日から5年経過した日を含む事業年度における継続証明書の交付を受けた場合は、その後の事業年度において特別勘定を取り崩したとしても、その取り崩した金額が益金算入されることはありません。

<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第1項、第6～12項、同施行令第39条の24の2第1項、第11項、同施行規則第22条の13第6～9項
共同化調査省令第4条第2項、経済産業大臣証明基準第6第8～11項、第7

税制の適用後5年間の手続フロー

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

相談から
30日以内に回答

経済産業省への事前相談※

※事前相談は任意手続です

事業年度末日の
60日前～30日後

経済産業大臣への継続証明書交付申請
→前年度以前の出資に関する様式8と別表をまとめて提出

経済産業大臣からの追加書類提出の依頼
(オープンバージョンの継続を確認するために求める場合あり)

申請から
60日以内に交付

経済産業大臣による継続証明書の交付
→様式9と別表を交付
※継続証明書は税務申告時の添付は不要です

株式取得日から5年経過するまで、
毎事業年度末に同様の手続を行う

株式取得日から5年経過した日を含む事業年度末

経済産業大臣による継続証明書の交付

株式取得日から5年経過した日より後に特別勘定の
取崩しがあったとしても、その取り崩した金額は益金
算入されません

オープンイノベーションの継続が確認できない等の場合における対応

オープンイノベーションの継続が確認できない等の理由により特別勘定を取り崩さなければならない場合とは、以下のとおりです。ただし、例外的に一部取崩しを認める場合があります（次ページ以降参照）。以下の事由に該当する可能性が生じた際は、速やかに経済産業省にご連絡ください。

- ① 対象法人の青色申告書の提出の承認が取り消された／青色申告取り止めの届出を行った
- ② 対象法人が連結法人から単体法人に移行したことにより、青色申告書の提出ができなくなった
- ③ 対象法人が単体法人から連結法人に移行した※¹
- ④ 対象法人が、自身を子法人とする税制非適格の株式交換・株式移転を行った※²
- ⑤ 対象法人が税制非適格の合併をされ、合併法人に対象である取得株式を移転した
- ⑥ CVC経由で出資しており、CVCの出資比率に変更が生じた
- ⑦ 対象法人又はスタートアップ企業が解散した※³
- ⑧ 経済産業大臣からの継続証明書が交付されなかった
 - ▶ オープンイノベーション要件を満たさなくなった
 - ▶ 虚偽の申請が行われた
 - ▶ 変更等の所要の手続きを行わなかった
- ⑨ 対象である取得株式を売却した※³
- ⑩ 対象である取得株式の帳簿価額を減額した※⁴
- ⑪ スタートアップ企業から配当を受けた

※¹ 法人税法上時価評価の対象となる単体法人である場合に限ります。ただし、特別勘定が1,000万円未満である場合は取り崩す必要はありません。

※² 税制非適格であっても、100%親子関係がある場合の株式交換・株式移転は除かれます。また、特別勘定が1,000万円未満である場合は取り崩す必要はありません。

※³ 対象法人が合併法人としてスタートアップ企業を吸収合併した場合を除きます。

※⁴ 分割型分割及び株式分配によるものを含みます。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第6～11項、同施行令第39条の24の2第1項、第5～10項、同施行規則第22条の13第7～8項
経済産業大臣証明基準第6第5～7項、第7

例：一部売却後に特別勘定の取崩しが行われる場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

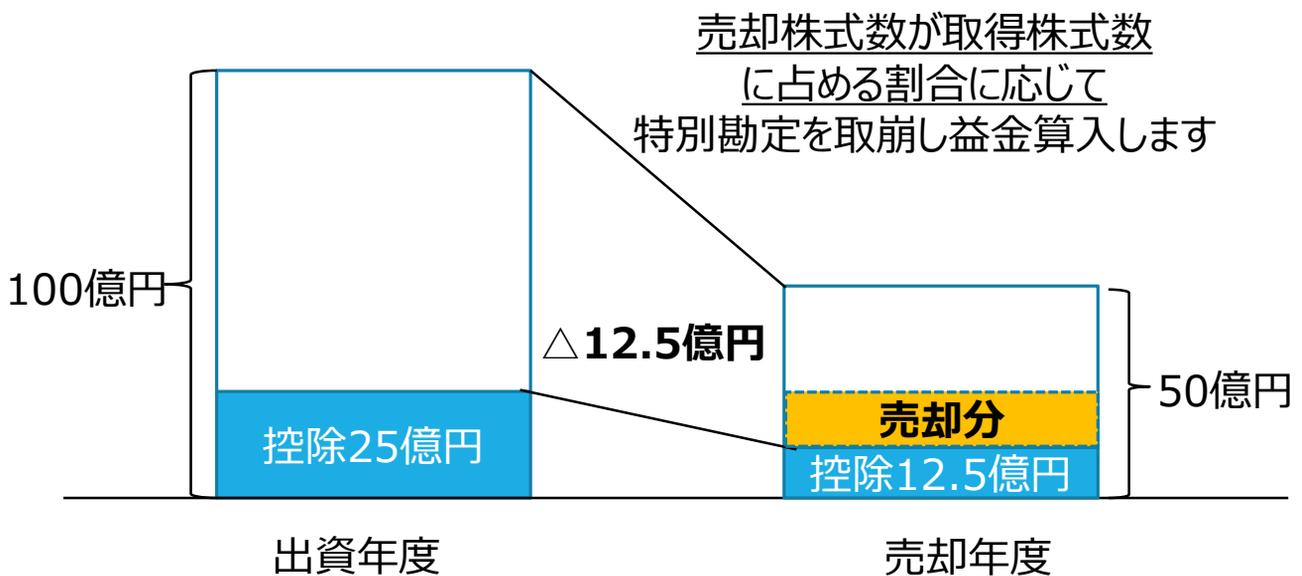
④ 手続

初年度に100億円分の株式を取得し、25億円の所得控除を受けた後、5年以内に50億円分の株式を売却した場合は、12.5億円が益金算入されます。

<計算式>

租税特別措置法施行令第39条の24の2第8項第1号に基づき、以下のとおり計算されます。

$$\text{特別勘定取崩し額} = (\text{売却株式数} \div \text{取得株式数}) \times \text{所得控除額}$$



<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第11項第1号、同施行令第39条の24の2第8項第1号

例：一部売却後に特別勘定の取崩し が行われない場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

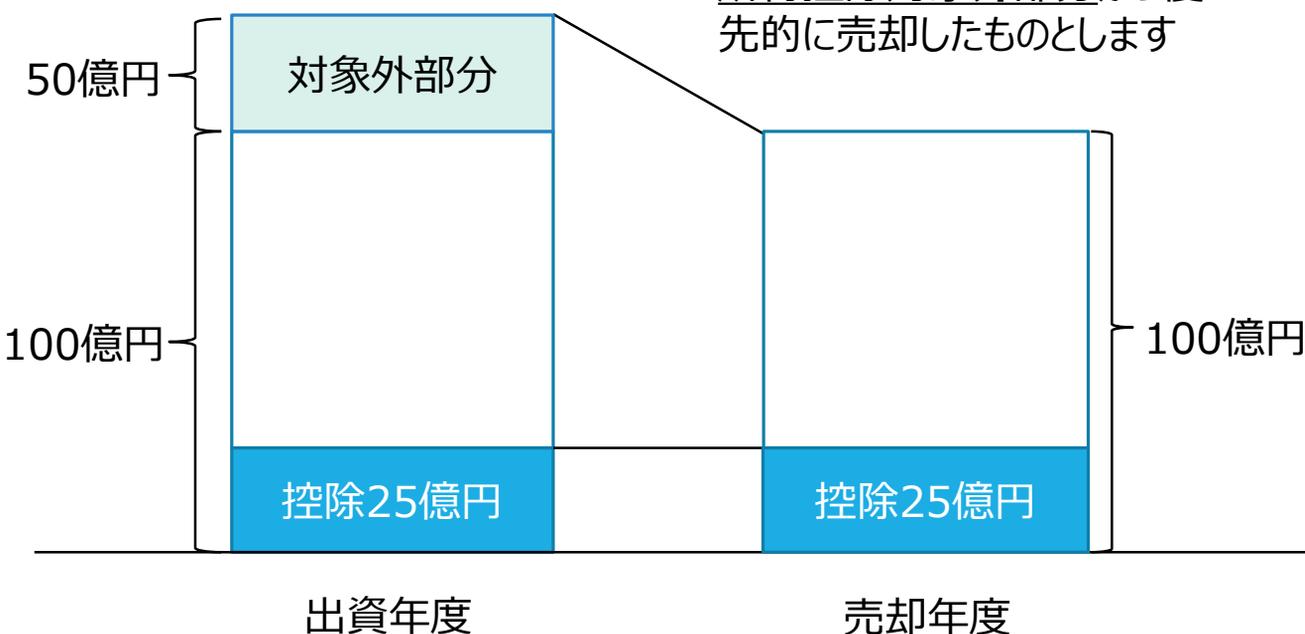
初年度に150億円出資し、25億円の所得控除を受けた後、50億円分売却した場合は、本税制の対象外部分である50億円から優先的に売却したとすることも可能であり、この場合は、益金算入額は0円となります。

<計算式>

継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載いたします。

$$\text{特別勘定取崩し額} = \{ [\text{売却株式数} - (\text{取得株式数} - 100\text{億円分の株式数})] \div 100\text{億円分の株式数} \} \times \text{所得控除額}$$

所得控除対象外部分から優先的に売却したものとします



※ P.32のとおり、1件当たり所得控除対象出資額は100億円までです。

<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第11項第1号、同施行令第39条の24の2第8項第2号、同施行規則第22条の13第7項

例：一部売却後に特別勘定の取崩しが行われない場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

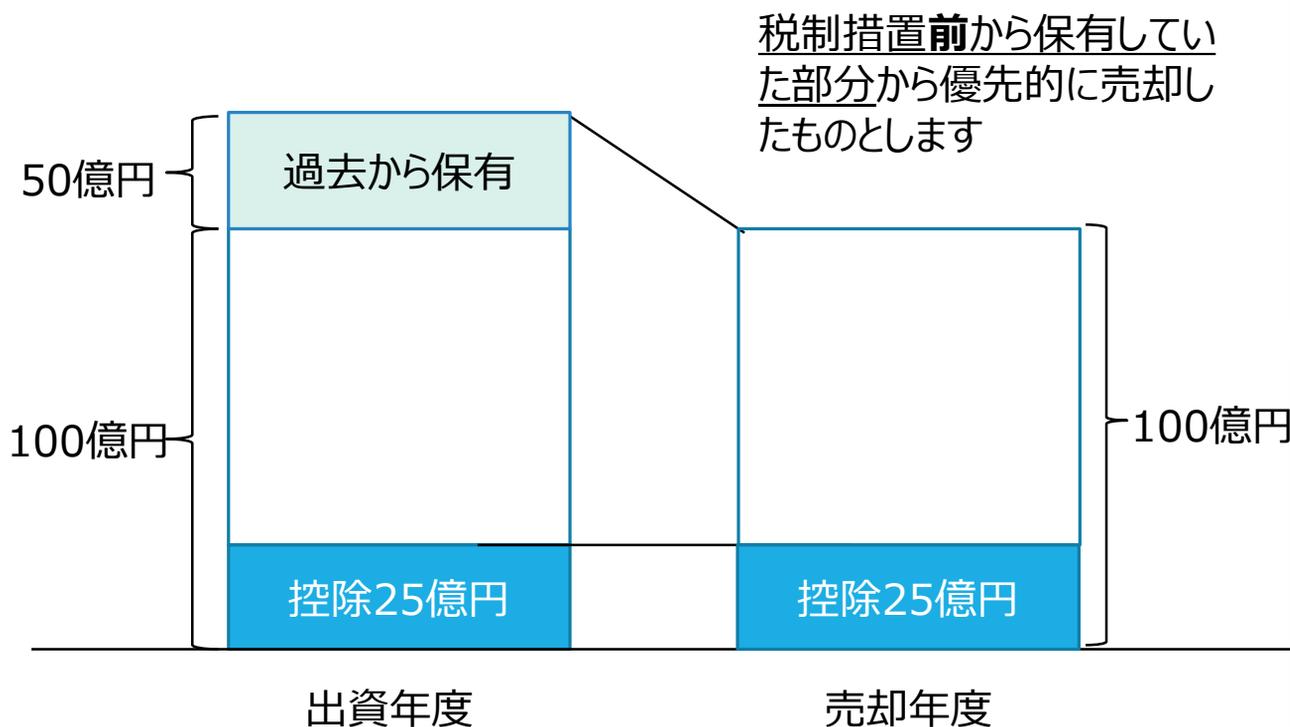
④ 手続

税制措置前から50億円分の株式を保有し、その後本税制を利用して同じの銘柄の株式を100億円取得し25億円の所得控除を受けた場合には、税制措置前から保有していた50億円分から優先的に売却したものとみなします。

<計算式>

継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載いたします。

$$\text{特別勘定取崩し額} = \{ [\text{売却株式数} - (\text{保有株式数} - 100\text{億円分の株式数})] \div 100\text{億円分の株式数} \} \times \text{所得控除額}$$



<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第11項第1号、同施行令第39条の24の2第8項第2号、同施行規則第22条の13第7項

例：帳簿価額の減額による 特別勘定の取崩しの場合

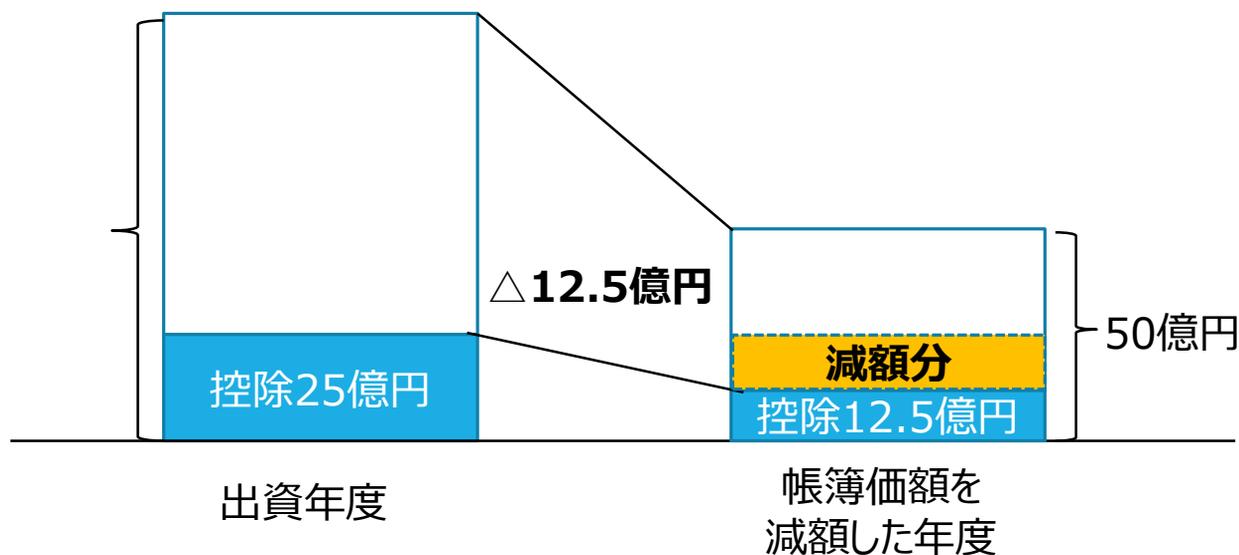
初年度100億円出資して25億円の所得控除を受け、後に税務上の帳簿価額を50億円分減額した場合は、帳簿価額の減額分の25%が益金算入されます。

<計算式>

租税特別措置法施行令第39条の24の2第10項第1号に基づき、以下のとおり計算されます。

$$\text{特別勘定取崩し額} = (\text{帳簿価額の減額額} \div \text{取得価額}) \times \text{所得控除額}$$

税務上の帳簿価額の減額額50億円 ÷ 100億円 × 25億円
= 12.5億円分だけ特別勘定を取崩し、益金算入します



<注意点>

分割型分割や株式分配により、対象である取得株式の帳簿価額を減額した場合は、上記の計算式とは別途、租税特別措置法施行令第39条の24の2第10項第2号・第3号に定める計算式によって、特別勘定取崩し額の計算を行います。

(参考)

帳簿価額の減額

対象である取得株式の帳簿価額の減額については、あくまでも「**税務上の**」帳簿価額の減額であり、いわゆる「**会計上の株式減損**（帳簿価額の減額）」ではありません。

会計上株式減損が行われ、税務上の帳簿価額の減額も認められる場合

法令解釈通達 第3款 有価証券の評価損 9-1-9

（上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定）

9-1-9 令第68条第1項第2号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当する。

- (1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと。
 - イ 特別清算開始の命令があったこと。
 - ロ 破産手続開始の決定があったこと。
 - ハ 再生手続開始の決定があったこと。
 - ニ 更生手続開始の決定があったこと。
- (2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと。

※参考ウェブサイト

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_01_03.htm



配当による特別勘定の取崩しの考え方

スタートアップ企業は通常、資金を自己成長のために振り向け、企業価値向上を目指すため、基本的に配当はしないと考えられます。したがって、配当を行った場合には、経済産業大臣の証明書の交付にあたり、オープンイノベーションの継続性が確認できたときは、配当の内容を確認します。そして、配当の内容によっては、以下のとおり特別勘定の一部を取崩すこととなる場合があります。

配当についてはその原資により、本税制が適用されている各取得株式について、以下のパターンで特別勘定の取崩しを整理しています。

<配当原資が**資本剰余金**の場合>

資本剰余金からの配当は出資の払戻し（資本取引）であり、スタートアップ企業への資金供給を促す制度趣旨と乖離するため、租税特別措置法の規定に基づき、以下の金額が当該事業年度に益金算入されます。

**（1株あたりの資本剰余金減少額
×対象法人による取得株式総数）×25%**

※上記配当により取得株式の帳簿価額を減額し、その減額した金額が継続証明書（別表）に記載される場合には、その金額の25%相当額を上記に加えて益金算入することとなります。

<配当原資が**利益剰余金**の場合>

配当により当然には特別勘定の取崩し事由とはなりません。

ただし、（年間配当額/帳簿価額）が2%を超える場合には、以下のとおり計算された金額が、特別勘定取崩し額として継続証明書に記載されることとなります。

※配当利回り2%は、上場株式市場平均に近い、未上場会社であるスタートアップ企業に通常求められない水準であり、これを超える規模の配当は出資側に対しての元本資金回収とも考えられるためです。

【年間配当金額－（帳簿価額×2%）】×25%

例：配当による特別勘定の取崩しの場合 (1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

初年度100億円（1万株）出資して25億円の所得控除を受けた後、資本剰余金を原資とした配当を5億円受けた場合では、配当額5億円の25%が益金算入されます。

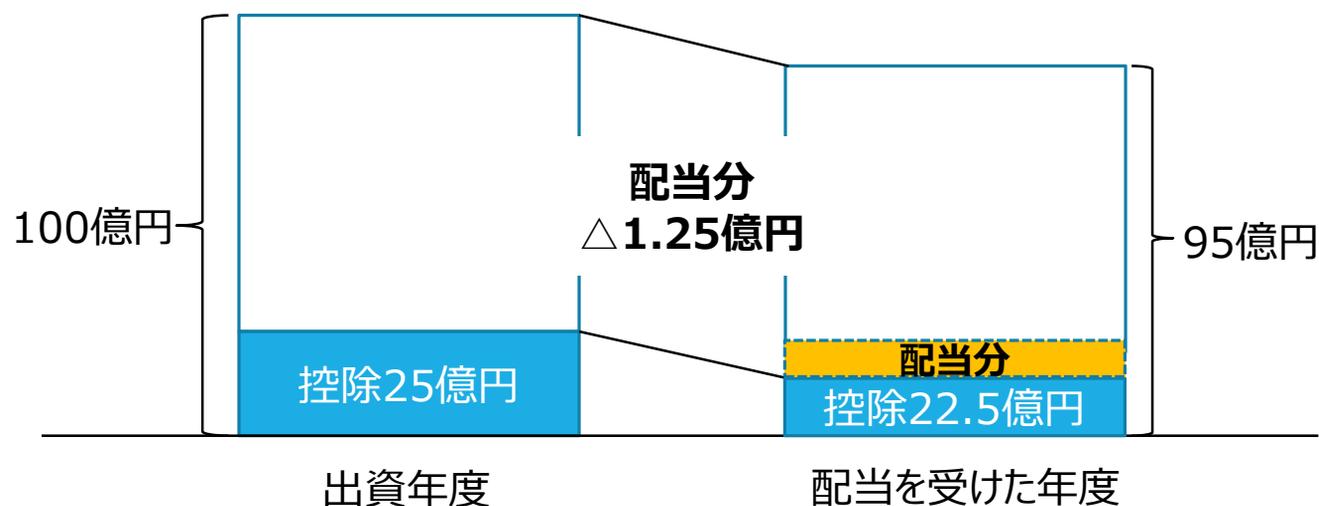
<計算式>

租税特別措置法施行令第39条の24の2第9項第1号に基づき、以下のとおり計算されます。

$$\text{特別勘定取崩し額} = (\text{1株あたりの資本剰余金減少額} \times \text{対象法人による取得株式総数}) \times 25\%$$

※上記配当により取得株式の帳簿価額を減額し、その減額した金額が継続証明書（別表）に記載される場合には、その金額の25%相当額を上記に加えて益金算入することとなります。

$$1 \text{株あたりの資本剰余金減少額 } 5 \text{万円} \times 1 \text{万株} \times 25\% \\ = 1.25 \text{億円} \text{だけ特別勘定を取崩し、益金算入します}$$



<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第11項第5号、同施行令第39条の24の2第9項、同施行規則第22条の13第8項

例：配当による特別勘定の取崩しの場合 (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

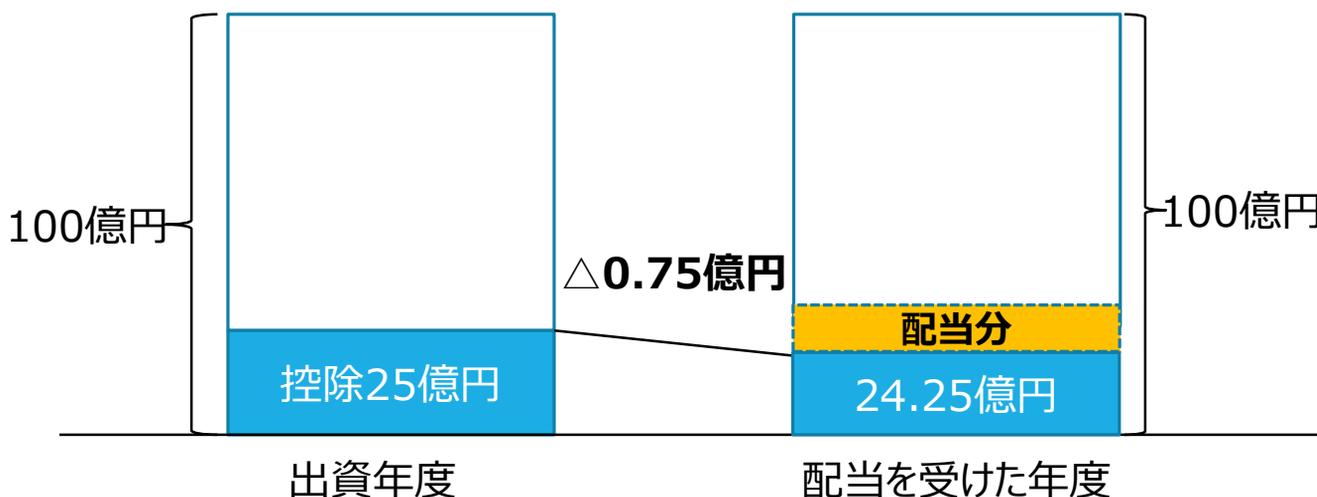
初年度に100億円分の株式を取得25億円の所得控除を受けた後、利益剰余金を原資とした配当を5億円受けた場合では、年間配当金/帳簿価額が2%を超えるため、配当額から帳簿価額の2%（2億円）を除いた金額（3億円）の25%が益金算入されます。

<計算式>

継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載いたします。

$$\text{特別勘定取崩し額} = [\text{年間配当金額} - (\text{帳簿価額} \times 2\%)] \times 25\%$$

5億円の配当は、年間配当金/帳簿価額が2%を超えるため、
[5億円 - (100億円 × 2%)] × 25% = 0.75億円だけ特別勘定を取崩し、益金算入します



<参照条文>

租税特別措置法第66条の13第11項第5号、同施行令第39条の24の2第9項第2号、同施行規則第22条の13第8項

手続に関するFAQ (1/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

控除上限

Q1：所得控除上限について具体的に教えてください。

A：1件あたりの所得控除上限額は、25億円となります。すなわち、1件あたりの出資が100億円を超える場合、その案件については100億円までの部分のみが税制の対象となります。

また、1事業年度あたりの所得控除上限額は、125億円となります。すなわち、同じ事業年度内に出資額が合計500億円（1回の払込みの額が100億円を超える案件は100億円として計算）を超える場合は、500億円までの出資案件がその年度における税制対象となります。ただし、所得控除可能額が所得の金額を超える場合は、その所得の金額が限度となります。

なお、1事業年度当たりの出資件数の上限はありません。

Q2：1件あたり、事業者ごとの1事業年度あたりの所得控除額上限が設定されているとのことですが、この税制全体の所得控除額上限は設定されているのでしょうか。

A：税制措置において予算制約という概念はなく、税制要件を満たす出資行為について申請があれば、全て税制措置を受けることができます。

特別勘定

Q3：特別勘定の会計処理について具体的に教えてください。

A：具体的には、対象である取得株式ごとに、その25%以下の金額を、取締役会等の決議により剰余金の中に目的積立金を経理する必要があります。

経理された金額が当該取得株式の25%以下の金額であり、申請者が本税制を利用する意思がある場合には、株主総会の決議を経ず、申請者の定款に規定するところにより積み立てを行うことができます（会社法第452条・会社計算規則第153条第2項を参照）。通常は、決算手続として取締役会決議を基に積み立てる場合が多いといわれています。

なお、この特別勘定の計上について、税効果会計の適用が必要となります。

手続に関するFAQ (2/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

特別勘定

Q4 : 特別勘定の取崩しが行われる場合について、取崩される額の計算も含めて具体的に教えてください。

A : 5年以内に株式譲渡を行ったなど、スタートアップ企業とのオープンイノベーションが継続していると認められない場合には、原則として特別勘定は全額取崩しとなります。詳細は、本ガイドラインP.35~43をご参照ください。

Q5 : 5年以内に株式譲渡などを行った結果、特別勘定の取崩しが行われた場合、重課税などの措置が講じられることはあるのでしょうか。

A : 特別勘定の取崩しが行われた場合には、出資を行った年度に損金の額に算入された金額を上限として、その取崩しが行われた年度に益金の額に算入されます。この場合に、重課税などの追加的な措置が講じられることはありません。

Q6 : スタートアップ企業の買収（いわゆるM&A）を行った場合は、本税制の対象となるのでしょうか。また、本税制を利用して出資したスタートアップ企業を5年以内に吸収合併した場合、特別勘定の取崩しは行われるのでしょうか。

A : スタートアップ企業の買収（いわゆるM&A）を行った場合も、本税制の対象となります。ただし、買収・合併に伴う発行済株式の取得分は、本税制の対象外となり、新規増資の引き受け分のみ（スタートアップ企業に対する払込み）が対象となります。

また、本税制を利用した出資から5年以内に吸収合併を行った場合は、特別勘定の取崩し事由に該当せず、益金算入も行われません。また、吸収合併後は、対象である取得株式の消滅に伴い、経済産業大臣に対する5年間の継続保有証明申請も必要ありません。

ただし、本税制では、連結完全支配関係にある複数の法人も、それぞれ別の主体として扱うため、仮に連結親法人が出資したスタートアップ企業を5年以内に連結子法人が吸収合併した場合、連結親法人が当該取得株式を譲渡したとみなし、特別勘定の取崩しが行われることとなります。

手続に関するFAQ (3/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

特別勘定

Q7 : 5年間継続した株式保有が前提とされていますが、一部譲渡となった場合、益金算入される額は一部譲渡した分のみとなるという理解でよろしいでしょうか？

A. 5年以内に対象である取得株式を譲渡した後も、オープンイノベーションの継続が確認できる場合は、譲渡した分の株式が元々取得した株式全体に占める割合に所得控除額を乗じた金額が、取崩しされることとなります。

例えば100億円の出資で25億円の所得控除を受けた場合で、当該取得株式を50億円分売却した場合には、売却した事業年度に12.5億円(50億円÷100億円×25億円)の特別勘定を取崩し、同額が益金算入されます。

ただし、当該取得株式の一部譲渡に伴いオープンイノベーションに向けた取組が停止した場合には、特別勘定全額が取り崩され益金算入されることとなる点にご注意ください。

Q8 : 出資したスタートアップ企業が、5年以内に上場した場合には、経済産業大臣の証明は取り消されることになるのでしょうか。

A : 上場後も、対象である取得株式を継続して保有し、オープンイノベーションを継続していることが確認できれば、経済産業大臣からの継続保有証明書を交付させていただきます。

Q9 : 出資を行った対象法人又は出資を受けたスタートアップ企業が、合併により解散した場合も、特別勘定の取崩し事由に該当するのでしょうか。

A : どちらかが解散した場合には、特別勘定の全額取崩しとなります。ただし、対象法人が適格合併により対象である取得株式を合併法人に引き継いだ場合、出資を行った対象法人が出資先スタートアップ企業を吸収合併することによりスタートアップ企業が解散した場合には、この限りではありません。

手続に関するFAQ (4/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件

Q10：オープンイノベーション要件の該当性を証明するためには、具体的協業成立のエビデンス提出が必要でしょうか。協業に向けた議論段階のものは本税制の対象外となるのでしょうか。

A:オープンイノベーション要件の該当性については、経済産業大臣の定める様式に従ってオープンイノベーションの内容について記載いただき、協業するスタートアップ企業の署名を付した上でご提出ください。実際に協業が始まる前であっても、具体的に協業する予定があれば申請可能です。なお、様式に記載いただくオープンイノベーションの内容に代えて、プレスリリース等の公表資料を添付することも可能です。

事後の確認

Q11：この税制を利用するためには、出資計画の認定が必要なのでしょうか。

A：本税制については、事前の計画認定は行わず、出資した企業の事業年度末に、その年度の出資案件をまとめて経済産業省に報告頂き、本税制を利用する上で必要な基準を満たしている出資行為であるかを経済産業大臣が事後的に確認することとなっています。

なお、定性的な基準を含むオープンイノベーション要件への該当性については、任意で、経済産業省に事前相談を行うことができます。その場合、相談後30日以内に該当するか否かについて回答させていただきます。事業年度末に相談された内容と同一のものを申請頂ければ、経済産業省側の回答も同一となります。